

令和6年度京都市障害児施設等指導監査実施要領

1 目的及び方針

本要領は、児童福祉法第24条の15及び第46条第1項の規定に基づき、児童福祉施設等の長に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的とし、下記の基準等について周知徹底させることを方針とする。

- ・京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年京都市条例第36号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ・児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123条）

2 指導監査の種類及び実施方法

指導監査は「一般指導監査（指導）」と「特別指導監査（監査）」とし、関係書類を閲覧し、関係者からヒアリング方式で行う。

（1）一般指導監査

一般指導監査は、原則として、年1回、実地において実施する。

（2）特別指導監査

特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- ア 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき
- イ 最低基準に違反があると疑うに足る理由があるとき
- ウ 度重なる一般指導監査によっても改善が見られないとき
- エ 正当な理由なく、一般指導監査を拒否したとき

3 指導監査の主眼事項及び着眼点

本年度指導監査の主眼事項及び着眼点については、「障害者支援施設等の主眼事項及び着眼点」（別紙1）による。

4 指導監査の体制

指導監査は、原則として、係長職以上の職にある者を班長とし、同班長を含む2名以上の職員をもって指導監査班を編成し、実施する。

5 一般指導監査日程等

（1）事前提出資料（別紙2）の提出期限

令和6年7月18日（木）

（2）指導監査実施日

令和6年8月1日から令和7年3月31日までの期間で、別に定める日（原則として児童福祉法に基づく運営指導も併せて実施する。）

6 指導監査結果

- （1）是正又は改善を要する事項（以下、「指摘事項等」という。）については、指導監査終了時の講評において指導するものとし、指導監査の結果は文書により通知する。

なお、当該通知には、指導監査当日に講評した事項以外にも追加することがある。

- （2）施設等は、上記（1）の指摘事項等については是正又は改善を図るとともに、当該指摘事項等のうち、文書による指摘事項については、是正又は改善したことを確認できる書面を添付のうえ、指定期日までに文書で京都市長に報告するものとする。

- (3) 適正な運営を欠いていると認められる施設等、又は改善指導等に対して必要な改善措置等を講じない施設等については、個々の事例に応じ、児童福祉法第24条の16、24条の17及び第46条の規定等により、施設所管課と協議のうえ、改善を勧告し、又は改善措置を講じるよう命ずることがある。

7 結果の公表

指導監査の結果については、施設等の名称、文書による指摘事項の内容、監査実施日及びその改善状況を京都市情報館（京都市公式ホームページ）に掲載するものとする。